

舞阪支所

施設使用料（単位：円）

場所・利用区分		午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで
ホール	地域活動団体	310	590	290
	一般団体	940	1,790	890
和室1	地域活動団体	140	160	80
	一般団体	290	330	160
和室2 (茶室)	地域活動団体	80	100	50
	一般団体	160	200	100
会議室1	地域活動団体	80	110	50
	一般団体	160	230	110
会議室2	地域活動団体	80	110	50
	一般団体	160	230	110
講座室1	地域活動団体	100	150	70
	一般団体	200	310	150
講座室2	地域活動団体	100	150	70
	一般団体	200	310	150
料理教室	地域活動団体	260	380	190
	一般団体	520	770	380

備考

- 1 地域活動団体とは、地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他コミュニティ活動を通じて地域づくりに貢献している団体及び社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体のうち、市長が認めるものです。
- 2 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとなります。
- 3 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げにかかる費用は、当該超過し、または繰り上げた時間の属する利用時間区分の使用料に相当する額となります。
- 4 営利目的として1,001円以上の入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）を徴収する場合や、商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、利用時間区分の使用料の2倍に相当する額となります。